

平成16年度 業務実績報告書

平成17年6月

独立行政法人
国際協力機構

総
JR
05-002

<はじめに>

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年外務省令第22号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成15年11月17日外務省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、平成16年度の業務実績についてまとめたものである。

目 次

I. JICA改革の進展	1
--------------	---

II. 独立行政法人国際協力機構の概要

1. 業務内容	10
2. 事務所の所在地	12
3. 資本金の額	12
4. 役員の状況	12
5. 職員の状況	12
6. 設立の根拠となる法律	12
7. 主務大臣	12
8. 沿革	12
9. 組織図	13

III. 平成 16 年度業務実績

<要約>	16
------	----

<小項目ごとの実績> (【 】内の数字は中期計画小項目の便宜上の通番)

1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)組織運営における機動性の向上	
【1】現場(在外)強化と機動的組織運営	20
(2)業務運営全体の効率化	
【2】事務手続きの迅速化、合理化	27
【3】事業の主要な投入の単位当り経費の効率化	32
【4】本部管理経費の効率化	37
(3)施設、設備の効率的利用	
【5】施設、設備の利用者数の増加	39
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)総論	
【6】効果的な事業の実施	41
【7】外務大臣からの緊急の要請への対応	54

【8】	情報公開、広報の充実及び知見の公開	55
【9】	NGO等との連携推進	61
【10】	環境及び社会への配慮	63
【11】	男女共同参画	66
【12】	客観的で体系的な事業評価	70
(2)	各事業毎の目標	
(イ)	技術協力	
【13】	現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施	78
【14】	案件の適切な投入要素の決定	86
【15】	本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ	89
【16】	専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価	92
(ロ)	無償資金協力の実施促進	
【17】	無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上	96
(ハ)	国民等の協力活動	
【18】	国民等の協力活動の充実	98
【19】	ボランティアの人材確保及びサポート	101
【20】	草の根技術協力事業に対する国民の参加支援	104
【21】	開発教育支援	110
(ニ)	海外移住	
【22】	海外移住者に対する支援	114
(ホ)	災害援助等協力事業	
【23】	災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施	116
(ヘ)	人材養成確保	
【24】	人材養成確保の充実	122
(ト)	附帯業務	
【25】	附帯業務（案件形成支援、調査研究）の実施状況	127
3.	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画	
(1)	予算（人件費の見積を含む。）	
(2)	収支計画	
(3)	資金計画	
【26】	予算、収支計画、資金計画	132
4.	短期借入金の限度額	
【27】	短期借入金の限度額	139
5.	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
【28】	重要な財産の譲渡等の計画	140
6.	剰余金の使途	

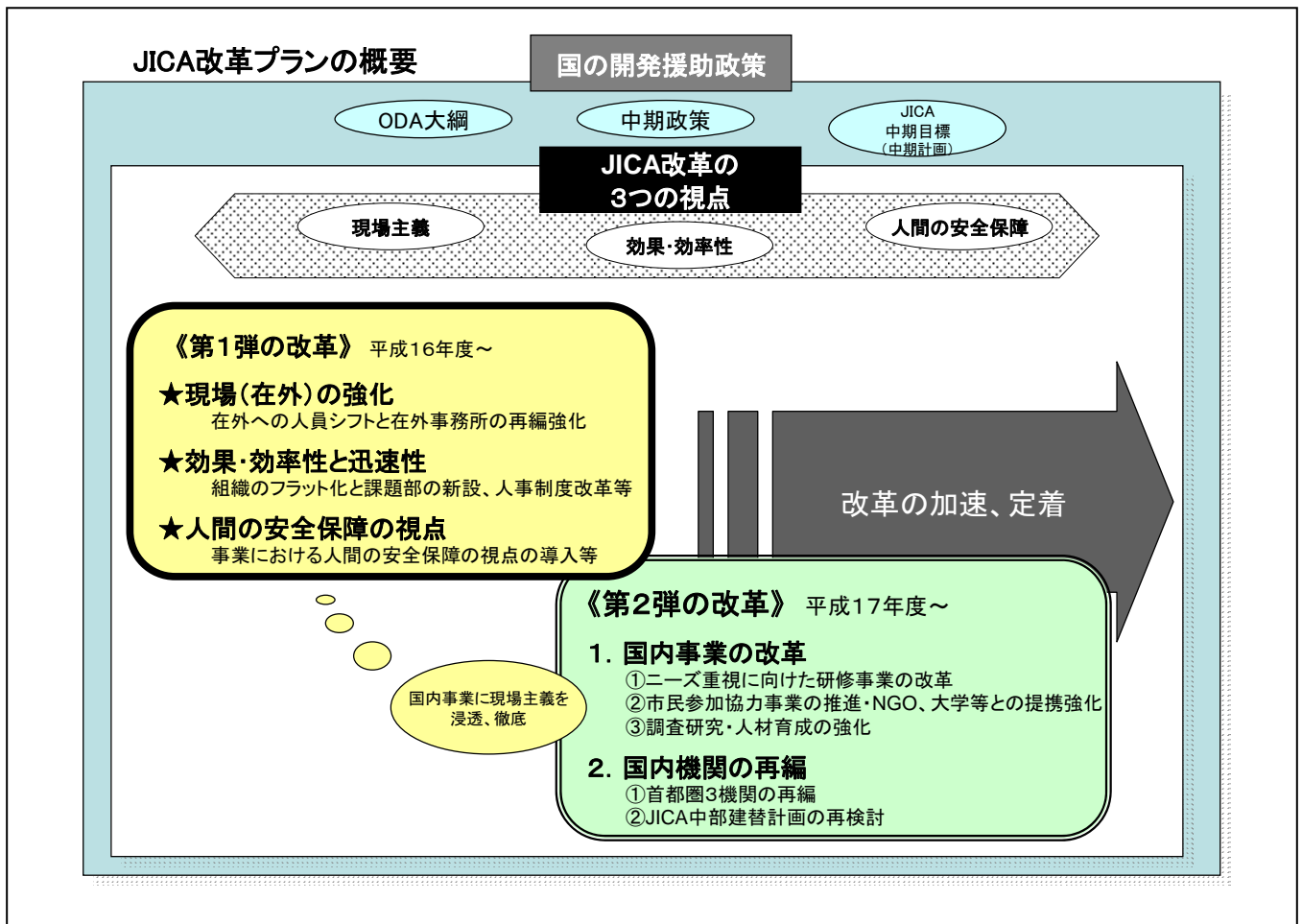
【29】 剰余金の使途	141
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画	
【30】 施設・設備に関する計画	142
(2) 人事に関する計画	
【31】 人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画	145
【32】 常勤職員数と人件費総額	147
(3) その他中期計画を達成するために必要な事項	
(イ) 監査の充実	
【33】 外部監査の実施等監査の充実	148
(ロ) 各年度の業績評価	
【34】 各年度の業績評価と業務運営への反映	150

<資料編>

1. 国別の取り組み	152
2. 開発課題別の取り組み	156

I. JICA改革の進展

機構は、中期目標・中期計画の取り組みを一層強化するため、平成16年3月に打ち出した「JICA改革プラン」(JICAの新たな方向性)に基づき、「現場主義」、「人間の安全保障」、「効果・効率性と迅速性」の3つの視点から業務運営や組織体制の改革を図っている。平成16年度は、改革第一弾として人員の大幅シフトや権限委譲など、海外の現場強化を進めてきた。改革2年目に当る平成17年度は、途上国の現場のニーズを確実に受け止め、的確かつ迅速に応えるための日本国内の実施体制の強化を図るため、改革第二弾として国内事業の改革と国内機関の再編を打ち出した。



1 平成16年度の実績(第一弾の改革)

JICA改革プランで打ち出した取り組みを進め、平成16年度には次のような具体的な成果をあげた。

「JICA改革プラン」レビューと更なる推進

<JICA改革プランの3つの柱>

- (1) 「現場主義」
- (2) 「人間の安全保障重視の事業」
- (3) 「効果・効率性と迅速性」



<改革プランの具体的な成果事例>

- **迅速性・機敏性を向上させる組織・体制の定着**
 - ・ 機構全般にわたる組織のスリム化（部署数の1割削減）
 - ・ 機構全般にわたる組織のフラット化（チーム制、グループ制）による意思決定のスピードアップと効率性の向上（決裁日数の4割減）
 - ・ テレビ会議導入による現地との情報共有、意思決定の迅速化（スマトラ沖大地震・インド洋津波被害）
- **現地のニーズに機敏に対応**
 - ・ スマトラ沖大地震・インド洋津波被害に対する迅速な緊急支援の実施
 - ・ 平和構築等新たな分野課題への取り組みを開始し、本格始動（シエラレオネ、コンゴ民主共和国、チャド等に在外主導で案件形成）
 - ・ フィールドオフィスを緊急設置し迅速・柔軟な案件形成及び実施に着手（パキスタン、チャド、シエラレオネ）
- **現地主導案件の増加**
 - ・ ニーズの発掘が目に見えて活発化、戦略化し、現地主導が奏功（アフガニスタン、ヨルダンにおけるイラク支援など）
 - ・ 地域5部体制導入による地域ごとの事業実施方針の策定等の取り組みが本格化、迅速化
- **人間の安全保障**
 - ・ 「人間の安全保障」事業ガイドライン（案）作成。「七つの視点」の導入。
 - ・ 16年度新規要望の中で「人間の安全保障」に重点をおいた案件の形成が進む。
- **組織風土・職員意識の変化**
 - ・ 新人事評価・資格・昇給制度を柱とした新しい人事制度を導入
 - ・ 職員の自発的な提案から取り組みを始めた ISO14001 の取得
 - ・ 援助ニーズ、復興支援、平和構築などのフロンティア開拓に役職員が一体となって積極的に取り組む姿勢の発現（より能動的なアクションの意識向上）



今後は、改革の流れの定着、さらなる業務の合理化と成果が課題

(1) 現場主義（在外強化）の実践

機構では、現地ニーズを的確に反映した案件形成支援の推進及び案件のより効果的かつ効率的な実施のため、現地機能を一層強化し、在外事務所が中心となって事業の計画・実施を行う事業運営体制（在外主管）への転換を図っている。16年度は、8在外事務所において支出金額ベースで約3割に当たる案件を在外主管として試行実施するとともに、6地域支援事務所の設置、125名の人員の在外シフト等の体制整備を行った。

この結果、在外主管案件について採択から事前評価調査開始までの期間が本部主管に比べて約4割短縮（サンプル調査結果）するなど、単純比較はできないものの迅速化が進んだ。また、事業実施の権限が在外事務所に委譲されたことで相手国政府との協議の頻度や内容が充実し、運営上の問題解決にも積極的に対応することが可能となったこと、日本人所員のみならずナショナルスタッフの積極性も向上していること、などが在外事務所から報告されている。

< JICA改革プランに関する目標と達成状況 1【現場主義】 >

JICA改革プランに関する目標 【現場主義】	16年度の達成状況	関連する小項目
① 在外への大幅な権限委譲 (在外主管体制の導入)	●16年10月から8在外事務所にて試行的実施 ●17年4月から30在外事務所に拡大する準備を年度内に完了	No. 1
② 在外サポートの強化 (6地域支援事務所の設置)	●16年10月までに、ケニア、セネガル、南ア、タイ、メキシコ、フィジーに設置済み	
③ 在外への人員シフト (18年度末までに人員200名シフト、16年度中に約130名シフト)	●16年度中に125名の人員をシフト	

(2) 「人間の安全保障」の視点を重視した事業運営

政府開発援助に関する中期政策によれば、「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。機構では、16年10月に専管部署として「人間の安全保障チーム」を設置し、この「人間の安全保障」の概念を事業において実践するために、以下の取り組みを行った。

ア. 「人間の安全保障を踏まえた開発援助の具体化に向けて」という文書を作成し、その要諦を「七つの視点」として整理した。（同文書は、外務省の新規案件要望調査訓令に反映されると共に、上述の中期政策の作成過程において参考資料として提供された。）

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助（七つの視点）

- ① 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助
- ② 人々を援助の対象としてのみならず将来の「開発の担い手」と捉え、そのために人々の能力強化（empowerment）を重視する援助

- ③ 社会的に弱い立場にある人々、生命、生活及び尊厳が危機に晒されている人々、あるいはその可能性の高い人々への裨益を重視する援助
- ④ 「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」の双方を視野に入れた援助
- ⑤ 人々の抱える問題を中心に据え、問題の構造を分析したうえで、その問題の解決のために、セクターを組み合わせる総合的に取り組む援助
- ⑥ 「政府」（中央・地方）のレベルと「地域社会・人々」レベルの双方にアプローチし、当該国・地域社会の持続的発展に資する援助
- ⑦ 途上国における様々なアクターや他のドナー、NGOなどと連携を図ることを通じて、より大きなインパクトを目指す援助

イ. 「七つの視点」を事業のサイクルに取り込むべく、具体的には、翌年度新規案件の事業活動内容の検討に際して、「七つの視点」を踏まえているかどうかを吟味することが制度化された。

ウ. 「七つの視点」を踏まえた具体的な事業活動についてイメージを関係者において明らかにするために、そのような活動事例と考えられるものについてJICA内に募り、その情報を共有した。（その結果、「モデル案件」（約200件）及び特にその中でも参考になると思われる「選りすぐり案件」（約25件）に関する情報が共有された。）

例えば、災害発生直後の緊急対応のみならず中期的な視点からの復興や防災体制の強化などにも包括的に取り組みつつあるスマトラ沖大地震・インド洋津波被害への対応（事例：7頁）、また、人々が有する諸問題により適切に応えるため、政府、コミュニティ双方に働きかけるとともに複数課題（給水、保健、環境衛生等）に総合的に支援を行うザンビア地域保健・給水プログラム（事例：9頁）など。

これらを通じて、在外事務所を含む機構の各部署において、「人間の安全保障」を具体的に取り入れるための基盤が整備された。今後は、このような人間の安全保障の考え方を具体化した事業について、関係者間の共通認識の醸成を進め、それを足がかりに一層の人間の安全保障の実践と事業活動の改善を進めていく。

< JICA改革プランに関する目標と達成状況2【人間の安全保障】 >

JICA 改革プランに関する目標 【人間の安全保障】	16年度の達成状況	関連する小項目
①「人間の安全保障」の視点の事業への反映	●案件検討等における「7つの視点」の導入 ●「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件形成の着手	No. 6
②平和構築支援分野の協力の推進	●チャド、シエラレオネ、アンゴラ、コンゴ民主共和国等で始動	

(3) 効果・効率性と迅速性

1) 地域部・課題部体制と予算統合による事業の総合的運用の開始

国・地域別あるいは課題別の事業実施における戦略性を高め、より効果的・効率的な

協力を行うため、16年度から地域5部・課題5部の組織体制としてそれぞれの役割を明確化するとともに事業形態別の予算を統合し、事業の総合的運用を開始した。

2) 組織のスリム化・フラット化による意思決定の迅速化

16年度から導入した組織・人事制度改編により、部署数の1割削減及び従来の課長代理以上のポスト数の約1割削減を行うとともにチーム制を導入し、決裁基準の見直しを行った結果、意思決定が迅速化した。主要事業の骨格を決定する実施決裁文書について起案から決裁まで要した日数は、14年度と比較して4割以上短縮（サンプル調査結果）された。

3) 業務経費及び一般管理費の削減

機構の中期計画予算（平成15年度下期～平成18年度）では、平成16年度以降の運営費交付金について、毎年度1.22%の効率化を行うことが定められている。これによる削減額は、平成15年度予算との比較では、16年度約20億円、17年度約39億円、18年度約59億円であり、計118億円となる。16年度は、業務経費については事業の主要な投入にかかる単位当り経費の削減、一般管理費については本部賃借料の削減、新人事制度の導入や早期退職の推進等により、それぞれ順調に効率化が進んだ。

4) 新人事制度の導入と人事評価の実施

平成16年4月に新人事制度（チーム制）及び人事評価制度、7月に新給与制度・資格制度を導入した。とくに人事評価制度については今後運用を通じて改良を加えていくことになるが、全管理職対象の目標設定・評価研修及び職員対象の説明会を徹底して行った結果、制度としては定着した。16年度上半期の評価より、試行的に旧課長職以上の職員を対象として評価結果を12月の賞与に反映させた。

< JICA改革プランに関する目標と達成状況3【効果・効率性と迅速性】 >

JICA改革プランに関する目標 【効果・効率性と迅速性】	16年度の達成状況	関連する小項目
①組織改革による意思決定迅速化・合理化	●本部の部門数1割減 ポスト（従来の課長代理以上）1割減 決裁所要日数4割減（サンプル調査結果）	No. 1 No. 2
②経費効率化 （18年度末までに、 ・主要な事業の単位当り経費の平均10%程度の効率化、 ・一般管理費（本部管理経費）の10%削減）	●専門家、研修員、機材等で10%以上の削減 ●本部管理経費は、15年度策定した削減計画を順調に達成。	No. 3 No. 4
③新人事制度（人事評価制度等）の整備・導入	●新人事制度（人事評価制度等）の本格導入（旧課長職以上の職員について評価結果を12月賞与に試行的に反映）	No. 31

(4) その他の取り組み

その他にも各部門毎に積極的な取り組みが行われた。

●環境への取り組み

* 全新規案件に環境社会配慮ガイドラインの適用を開始、外部専門家による環境社会配慮審査会での審査、異議申し立て制度を導入。

* 独立行政法人の本部組織としては最初のISO14001認証取得。エコ・オフィスの取り組みにより紙使用量(22%減)や廃棄物量(9%減)で成果。

●ジェンダー主流化の取り組み

* 機構の全部署・国内外機関を対象としたジェンダー主流化実施体制を導入、管理職を始め職員498名が研修に参加、事業計画段階でのジェンダー配慮の審査の徹底。

●国民参加協力の取り組み(開発教育、NGO等との連携)

* 国内機関が各地域のニーズにきめ細かく対応した結果、開発教育は大きく推進(国際協力出前講座2,191件、訪問学校数915校、途上国の現場に派遣した教員191人等)。

* NGOの声を反映した草の根技術協力事業の事務合理化、研修の充実、地方自治体など地域の様々な団体と連携した市民参加協力支援事業等が促進。

2 平成17年度からの更なる取り組み(第二弾の改革)

機構では、途上国の現場のニーズを確実に受け止め、的確かつ迅速に 대응するための日本国内の実施体制の強化を図るとの観点から、国内事業及び国内機関のあり方について検討を行い、平成17年3月、国内事業の改革と国内機関の再編を骨子とする「JICA改革プラン(第二弾)」としてとりまとめ以下のとおり公表した。平成17年度は第一弾の改革を着実に進めるとともに、第二弾の改革についても推し進めていく。

【JICA改革プラン(第二弾)の骨子】

1. 国内事業の改革

(1) 研修員受入れ事業改革

研修員受入事業の仕組みを、途上国のニーズに一層的確に即応できるよう再編し、現地のニーズと日本のリソースのマッチング機能や事業評価を強化する。

(2) 市民参加協力事業の促進

市民、NGO、自治体、大学などをJICA事業のパートナーとして位置づけ、その活動が今まで以上に途上国のニーズに合致したものとなるよう、連携を強化する。

(3) 調査研究と人材育成の強化

国際協力総合研修所を、実践的シンクタンクとして位置づけ、援助現場の経験、知識を集約し、現場主義の実践を担う機構関係者の能力向上を図る。

2. 国内機関の再編

国内機関の機能の集中と合理化を推進するため、全国を10ブロックに分けて地域ごとのリソースや施設を踏まえ、事業を効率的に実施できるよう機能と配置を見直した。

(1) 第一段階（第一期中期目標期間中の実施内容）

ア. 関東ブロックのうち、首都圏の国内機関を平成18年4月に再編する。

- ・ JICA東京を研修業務に特化、JICA八王子の研修業務を吸収。
- ・ JICA広尾は市民参加協力推進のために全国的拠点とし、JICA八王子とJICA東京の市民参加協力業務を吸収。
- ・ JICA八王子は閉鎖。

イ. JICA中部の建て直し見直し。

- ・ 中部ブロックのJICA中部は、老朽化により現行中期計画に建て替えが盛り込まれているが、現在進めている改革に照らし合理的内容となるよう調整を進める。

(2) 第二段階

- ・ 関西ブロック等8ブロックについて、ブロックごとに見直しを行うための検討委員会を立ち上げ、平成17年度中に具体的な方策を検討する。

3 JICA 改革プランの3つの柱を活かした事業展開

「JICA改革プラン」の3つの柱である「現場主義」「人間の安全保障」「効果・効率性と迅速性」を実践した事業の事例として、(1)スマトラ沖大地震・インド洋津波被害における迅速な緊急援助と復旧・復興支援（人間の安全保障、効果・効率性と迅速性）、(2)アフガニスタン復興支援事業（人間の安全保障、現場主義）、(3)ザンビア地域保健の拡充及び安全な水の供給体制強化プログラム（人間の安全保障、効果・効率性と迅速性）、を紹介する。

(1) スマトラ沖大地震・インド洋津波被害における迅速な緊急援助と復旧・復興支援

●過去最大の4カ国同時緊急援助を迅速・確実に実施

平成16年12月のスマトラ沖地震・津波災害では、インドネシア、スリランカ、タイ等で死者・行方不明者26万人以上という未曾有の被害となった。生存者は災害前からの貧しい状況に加えて、致命的な被害を受け、一層苦しい生活を余儀なくされている。被害総額は甚大で、復興のために国際社会が一丸となって復興支援に取り組んでおり日本政府は500億円の支援を表明した。

*救助チーム、医療チーム、専門家チームの計12チーム248名派遣と物資供与。

*医療チームは4カ国約6,700名を診療。スリランカ医療チームは、国際救援チームとして被災国に最も早く到着。

*インドネシアでは帰国研修員OBが医療チームの宿泊・移動手段を手配、診療での通訳・介添を補助するなど、JICA研修員ネットワークの成果を発揮。

●復旧・復興支援に向けた切れ目のない協力実施

スリランカ及びモルディブでは緊急援助の段階において専門家チームを派遣するとともに、インドネシアなど各在外事務所の主導による各現場のニーズアセスメントを行い、復旧・復興支援が迅速に開始されるよう取り組んだ。また、本部においても契約準備期間の短縮、幹部研修の緊急実施に尽力した結果、迅速な復旧・復興支援を実質的に開始することが出来た。

*** 国連防災世界会議（２００５年１月）で提唱された防災協カイニシアチブを推進するため、「インド洋津波早期警戒システム構築」研修を１１カ国２１名を招聘して２００５年３月に急遽実施。**

*** インドネシア、スリランカ、モルディブで復興支援事業を行うため緊急支援案件６件を１７年４月より開始（通常の契約準備期間６２日を２１日に短縮し、迅速に実施。）**

（２）アフガニスタン 復興支援事業

●困難な業務環境の中、緊急復興から中長期的開発への本格的取り組みに邁進

アフガニスタンの和平／復興プロセスは平成１３年１２月のボン合意以来、国際社会の支援により大きな成果を挙げており、機構は日本政府の「平和の定着」構想に基づき、アフガン暫定政府の重点課題であるインフラ整備、人材育成、行政能力強化のため、８分野において協力を実施している（①教育 ②保健医療 ③女性支援／ジェンダー ④インフラ整備 ⑤農業 ⑥除隊兵士の社会復帰支援 ⑦ガバナンス支援 ⑧帰還民支援）。

機構として本格的な復興支援の実施は東チモールに次いで２カ国目となるが、国の規模も異なり、改善の見られない治安情勢、反政府武装勢力の存在など、アフガニスタンでの活動では様々な困難が伴う。特に事務所員、専門家等援助要員の執務・居住環境が不十分な中で、安全確保のため行動も制約されるなど、身体的、精神的な健康をいかに保つかが大きな課題となっている。

関係者はこのような厳しい業務環境の下で、緊急なニーズに応えるため協力の実施が迅速に進むよう鋭意取り組み、平成１６年度には主に以下の事業を実施（開始）した他、１７年度より開始予定の案件（技術協力プロジェクト５件、開発調査１件）に関する事前評価調査を実施した。

*** 緊急開発調査（カブール、カンダハル、マザリシャリフ）３件：市内道路整備（計２１km）、小中学校の建設／改修（１９校）、医療施設の改修等を実施済み。さらに将来のインフラ整備に関する計画策定を支援。**

*** 技術協力プロジェクト６件：保健、教育、職業訓練等の分野の人材育成、事業の実施。**

*** 専門家６２名（教育、保健・医療、女性支援、農業等）を派遣。**

*** 研修員８５名（放送、保健・医療、女性支援、教育、行政等）を受け入れ、研修。**

今後は、難民帰還地域のコミュニティ開発を支援する「カンダハル帰還民社会復帰・コミュニティ開発支援計画」（平成１６年６月開始）や、特に地方の貧困層の女性を対象に生計向上とコミュニティ開発を行う「女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト」（１７年２月

開始)等、人間の安全保障を強く意識した支援を着実に実施していくと同時に、中長期的開発に向けた人材育成、行政機関の実施能力向上に対する支援を本格的に実施していく。

(3) ザンビア 地域保健の拡充及び安全な水の供給体制強化プログラム

●都市貧困地域における給水施設の整備と、住民による保健衛生・栄養改善活動を支援し、低体重児・感染症が大幅減少

ザンビアの首都ルサカ市周辺には100万人を超える貧困世帯が居住し、劣悪な衛生環境の中で生活している。その中の一つであるジョージ地区(人口約13万人)を対象に、給水施設整備と保健衛生・栄養改善活動を組み合わせた事業を展開してきた。

- ・無償資金協力(平成6年～10年)により管路型給水システムの建設
- ・NGO支援事業(平成12年～15年)により住民参加型の給水施設運営管理活動を実施
- ・技術協力プロジェクト「ルサカ市プライマリーヘルスケアプロジェクト」(フェーズ1:平成9年～14年、フェーズ2:平成14年～19年)

技術協力プロジェクトでは、子供の体重測定・栄養指導・予防接種等を組み合わせたコミュニティレベルの健康増進活動を、住民ボランティアを主体として定期的を実施するとともに、家庭での水の煮沸・消毒や、住民組織によるごみ回収、トイレ・排水溝の整備等の衛生改善活動を推進してきた。ジョージ地区では給水施設整備により安全な水にアクセスできるようになったこととプロジェクト活動との相乗効果により、**コレラ死亡者数が70人(平成6年)から1人(平成12年)に減少(人口1万人当たり)**した。

現在、対象地域は当初の1地区から6地区に拡大され、6地区の5歳未満児(推定10万人)を有する家庭の8割が定期的な検診に参加しており、下痢症発生率及び低体重児の大幅な減少等の具体的な成果を生んでいる。

*** 下痢症(非血性)罹患率が682.2人(平成14年)から349.9人(平成16年)に半減(5歳児未満、対千人)**

*** 低体重児が72.4人(平成14年)から32.8人(平成16年)に半減(5歳児未満、対千人)**

同活動は都市部における効果的な健康増進活動モデルとして注目され、ザンビア政府により、市内他地区や他州に拡大される動きがある。

Ⅱ. 独立行政法人国際協力機構の概要

1. 業務内容

(1) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第三条）

(2) 業務の範囲

- 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
 - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
 - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。
 - (1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力
 - (2) 条約その他の国際約束に基づく技術協력에密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力
 - (3) 条約その他の国際約束に基づく技術協력에密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力
 - ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

- 三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。
- イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
 - ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。
 - (1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
 - (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
 - (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与
 - ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
- 四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
 - ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
 - ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。
- 五 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。
- 六 第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
- 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること
 - 二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。
- （独立行政法人国際協力機構法 第十三条）

2. 事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー6～13階

Tel : (03) 5352-5311～5314 (受付台)、Fax : (03) 5352-5032・5150 (総務部)

3. 資本金の額

88,508 百万円 (平成17年3月31日現在)

4. 役員 の 状 況

平成17年3月31日現在の役員の情報以下の表のとおり。

No	役職名	氏名	就任日	前職
1	理事長	緒方 貞子	H15. 10. 1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	畠中 篤	H15. 10. 1	駐オーストラリア日本大使
3	理事	小島 誠二	H16. 10. 2	駐英国日本大使館特命全権公使
4	理事	隅田 栄亮	H15. 10. 1	国際協力事業団人事部長
5	理事	吉永 國光	H15. 10. 1	欧州復興開発銀行理事
6	理事	松岡 和久	H15. 10. 1	国際協力事業団アジア第一部長
7	理事	伊沢 正	H15. 10. 1	経済産業省大臣官房審議官
8	理事	北原 悦男	H16. 4. 1	国土交通省土地・水資源局次長
9	監事	島田 尚武	H15. 10. 1	警察庁国際部長
10	監事	庵原 宏義	H15. 10. 1	駐エチオピア日本大使

5. 職員 の 状 況

常勤職員数：1, 328人 (平成17年3月31日現在)

6. 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法 (平成14年12月6日法律第136号)

7. 主務大臣

外務大臣

8. 沿革

- 1962年 海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。
- 1963年 海外移住事業団が設立され、移住者の送付と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。
- 1974年 海外技術協力事業団、海外移住事業団及び(財)海外農業開発財団の業務、並びに(財)海外貿易開発協会の業務の一部が統合さ

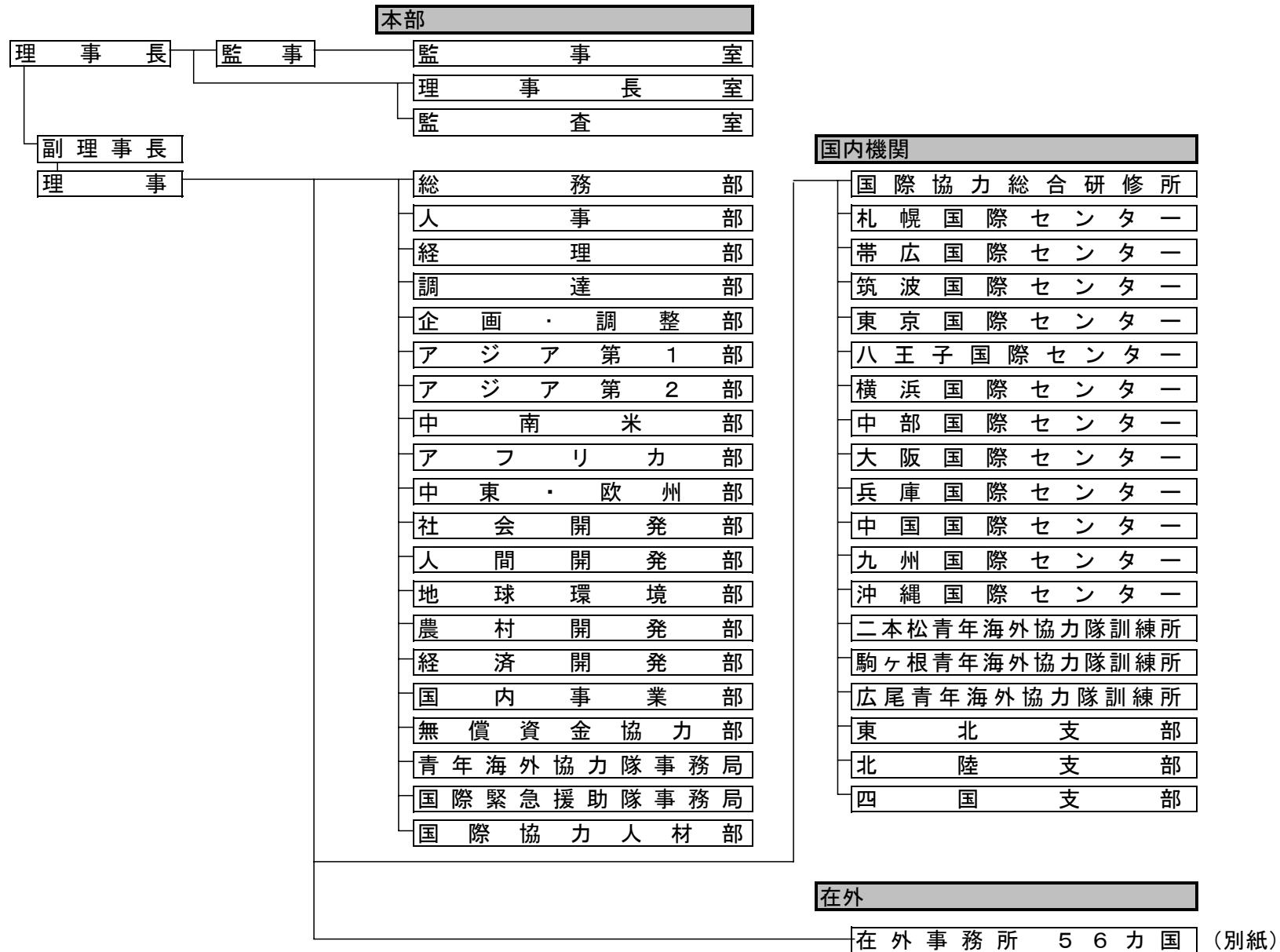
れ、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融资、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。

- 1978年 業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。
- 1984年 業務内容に青年招へい事業が追加された。
- 1987年 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。
- 1988年 業務内容に援助効率促進事業が追加された。
- 1990年 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。
- 2001年 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融资事業は廃止すること（平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。
- 2003年10月 独立行政法人国際協力機構が発足した。

9. 組織図

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構 組織図（平成17年3月）



独立行政法人国際協力機構 組織図別紙 在外の体制（平成17年3月）

事務所（56カ国） 地域支援事務所（6地域）

アジア地域

インド事務所
インドネシア事務所
ベトナム事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
スリランカ事務所
タイ事務所 (アジア地域支援)
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
フィリピン事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モンゴル事務所
ラオス事務所

大洋州地域

サモア事務所
パプアニューギニア事務所
フィジー事務所 (大洋州地域支援)

北中米・カリブ地域

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン事務所
コロンビア事務所
チリ事務所
ドミニカ共和国事務所
パナマ事務所
パラグアイ事務所
ブラジル事務所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所 (中米・カリブ地域支援)

アフリカ地域

エチオピア事務所
ガーナ事務所
ケニア事務所 (東南部アフリカ地域支援)
ザンビア事務所
ジンバブエ事務所
セネガル事務所 (中西部アフリカ地域支援)
コートジボール事務所
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所 (アフリカ地域支援)
マダガスカル事務所
モザンビーク事務所

中東地域

アフガニスタン事務所
エジプト事務所
サウジアラビア事務所
ヨルダン事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
トルコ事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所

欧州地域

英国事務所
オーストリア事務所
フランス事務所